

日本法獣医学会 第4回学術集会

日時：2025年3月15日

神奈川大学 諸坂 佐利

基調講演

動物の「死」または「殺」に対する 法解釈学的又は法政策学的観点からの考察

目 次

- 【1】はじめに—「法の世界」は人間中心主義である。
- 【2】動愛法に基づく行政処分としての「殺処分」に関する法規範
- 【3】平成24年動愛法改正に伴って発出された衆参両院の「附帯決議」第8項と「殺処分」の解釈について
- 【4】動愛法第44条の罰則規定の具体的な態様とその特徴
- 【5】おわりに—「殺処分」をめぐる動愛法の今後の課題

◆本日のお話の要点

- ①動物「愛護」と「殺処分」は矛盾するものではない。動物愛護管理法は、「人と動物の共生する社会の実現を図る」ことを目的とする以上、人々の平穏な生活の維持、向上を前提として、それに抵触する「動物」は、人間社会から排除の対象となる。動物への致死的処置が同法違反を構成する場合とは、当該行為が「みだりに」、すなわち合理的な理由や根拠もなく行われた場合のみである。
- ②動物愛護管理法の平成24年改正時に発出された衆参両院の「附帯決議」第8号は、「殺処分ゼロ」を目指すスローガンではあるが、しかるに一部愛護団体等は、これを「殺処分禁止」と曲解する。また一部の自治体は、愛護団体等の攻撃をおそれ、これを「引取りゼロ」といった誤った法解釈、法執行をしてしまっている。ここは今後の課題と考える。
- ③昨今、行政処分としての「殺処分」や動物を利用した伝統的な宗教行事等に対して、一部の愛護団体等が、当該行為は、動物愛護管理法上の殺傷罪又は虐待罪であるとして刑事告発に及ぶ傾向が散見されるが、これら事案で、起訴、有罪判決に及んだ事例は皆無である。こういった事態は、正当な業務行為（行事）に対して社会的制裁、「行き過ぎた圧力」（民衆裁判）と化してしまうになる危険性、濫訴の危険性があるものとして憂慮に堪えない。本来、刑事告発は、十分な科学的（獣医学的）、客観的証拠を以って行われなければならないが、“かわいそう”といった「愛護」という個人的な主觀、感情が先行することについては、今後考えていかなければならぬ。

【1】はじめに—「法の世界」は人間中心主義である。

《1》野生動物（イノシシ、シカ、クマ）⇒「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）における「狩猟」、「管理」¹、「捕獲等（捕獲又は殺傷）」（第7条の2、第7条の4、第9条、第11条、第13条、第14条等）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

※条文中の強調、下線は、すべて筆者によるものである。以下、同じ。

《2》外来種（外来生物）⇒「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）における「防除」「措置」「捕獲等（捕獲、採取又は殺処分）」（第9条の3、第10条の2、第11条、第12条、第17条の2、第17条の4、第18条、第20条等）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

参考：生物多様性基本法

前文（一部抜粋）

人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

我々は、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

（目的）

第1条 この法律は、環境基本法（平5年法律第91号）の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたり享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

以上、野生動物または野生化動物

以下、飼養動物

《3》飼養動物（家庭動物、展示動物、実験動物及び産業動物）³

- ⇒①「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）（本稿では「動愛法」という。）における「殺処分」（第40条）
- ⇒②「狂犬病予防法」（昭和25年法律第247号）における「処分」、「殺害」、「薬殺」（第6条第9項、第9条、第11条、第14条、第18条の2）
- ⇒③「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号）における「と殺」、「殺処分」、「処分」（第16条～第17条の2、第20条）

動物の愛護及び管理に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵かん養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

家畜伝染病予防法

（目的）

第1条 この法律は、家畜の伝染性疾患（寄生虫病を含む。以下同じ。）の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とする。

狂犬病予防法

（目的）

第1条 この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

上記に示した各法制度の目指すべき方向性は、それぞれ違うけれど、集約すれば、すべてそれは「公共の福祉の実現」にある。これは換言すれば、「国民生活の安心、安全、快適性の実現」にほかならない。

本日の主題である動愛法に至っても、必ずしも動物を主眼に置いた法律（アニマルファースト）ではなく、「人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする」（第1条）。すなわち「人々の平穏な生活」の維持・発展、換言すれば「人の生存（社会秩序の維持）を前提として、はじめて「動物との共生」は実現するのである。「人及び人の生活に害悪を齎す」（＝「人と共生できない動物」）害獣・害虫は、おのずと排除（駆除）の対象となる。動愛法も含めて「法」の世界とは、「人間中心主義」である。

また動愛法の実現目標が「国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵かん養に資すること」だとしても、それと「殺処分」は必ずしも矛盾しないものとして設計されていることに留意されたい。

【2】動愛法に基づく行政処分としての「殺処分」に関する根拠規定 《1》動愛法第40条

動物の愛護及び管理に関する法律

(動物を殺す場合の方法)

第40条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

3 前項の必要な事項を定めるに当たつては、第1項の方法についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない。

《2》動愛法第40条第2項に基づく下部規範

(1) 「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年7月4日総理府告示第40号／最終改正：平成19年11月12日環境省告示第105号)⁴

この「指針」には、「殺処分」の意義について、「殺処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止する」(指針「第1一般原則」)ことと規定する。そして「動物を殺処分しなければならない場合にあっては、殺処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努める」(指針「第1 一般原則」)。また殺処分の具体的方法として「殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること」(第3殺処分動物の殺処分方法)と記されている。

そしてこの「指針」に基づいて、飼養動物の種別ごとに殺処分(安楽的処置)についての具体的な遵守事項や技術指導(ガイドライン)が重層的に策定されている。

(2) 家庭動物に関しては、

①「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(平成14年環境省告示第37号／最終改正：令和4年環境省告示第54号)⁵

②「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」(平成18年環境省告示第26号／最終改正：令和4年環境省告示第54号)^{6⇒cf. p. 6 《3》}

※これらの通達は、動愛法第35条第7項に基づく。

(3) 展示動物に関しては、

①「展示動物の飼養及び保管に関する基準」(平成16年環境省告示第33号／最終改正：平成25年環境省告示第86号)⁷

②「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」(平成18年1月20日環境省告示第20号／最終改正：平成24年5月21日環境省告示第83号)⁸

(4) 実験動物に関しては、

- ① 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成 18 年環境省告示第 88 号／最終改正：平成 25 年環境省告示第 84 号)⁹
- ② 「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(日本学術会議 2006 年)¹⁰
- ③ 「実験動物の安楽死処分に関する指針」(公益社団法人日本実験動物協会 最終改定：平成 25 年 5 月)¹¹

(5) 産業動物に関しては、

- ① 「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和 62 年総理府告示第 22 号／最終改正：平成 25 年環境省告示第 85 号)¹²
- ② 「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」(農林水産省 令和 5 年 7 月 26 日付け 5 畜産第 1070 号)¹³

《2》動愛法第 35 条（犬及び猫の引取り）及び同法第 36 条（負傷動物等の発見者の通報措置）

動物の愛護及び管理に関する法律

（犬及び猫の引取り）

第 35 条 都道府県等…は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他…引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2 略

3 前 2 項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第 1 項ただし書…は、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。

4 略

5 略

6 略

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第 1 項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

8 略

（負傷動物等の発見者の通報措置）

第 36 条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するよう努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第七項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

《3》「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」（平成 18 年環境省告示第 26 号／最終改正：令和 4 年環境省告示第 54 号）

犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について

第 4 処分

保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする。

《4》「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成 18 年環境省告示第 140 号／最終改正：平成 25 年環境省告示第 80 号）¹⁴

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

第 1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

（合意形成）

国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別である。例えば、家庭動物等の不妊去勢措置、猫の屋内飼養、動物実験、畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食習慣、狩猟等の動物の捕獲行為、動物を利用した祭礼儀式、外来生物の駆除、動物の個体数の調整、安楽殺処分等については、これらの行為が正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物の愛護及び管理に関する法律…やその精神に抵触するものではない（。）

【3】平成 24 年動愛法改正に伴って発出された衆参両院の「附帯決議」第 8 項と「殺処分」の解釈について

「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」附帯決議（平成 24 年 8 月 28 日）

八 飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策

は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、（国は）各地方自治体を指導すること。（下線及び括弧内筆者）

この附帯決議第 8 項にいう「飼い主のいない猫」とは、およそノラネコを指していると考えるが、放し飼いネコ（所有権の客体）とノラネコ（無主物）とは、その外観から区別することは不可能であって（たとえ首輪をつけていたとしても、それは飼い猫であった証拠であるにすぎない）、しかるに、放し飼いネコもノラネコも、ともに「室外ネコ」として、「ネコ問題」¹⁵の元凶であることに変わりはないのであるから、附帯決議でも「駆除目的に捕獲された猫の引取り」を原則認めないとしつつも、自治体として「やむを得ず引き取る」ことも想定しつつ、その際には、可能な限り殺処分を回避すべしとするものである。すなわち当該決議は、必ずしも殺処分を全否定するものではない。また当該決議は、国が地方公共団体に「指導」（強制力を伴わない関与¹⁶（非権力的行政作用））を行うに留まり、地方分権体制の今日的状況においては、最終的な判断は、自治体の権限と責

任に委ねるということになる。

なおこの附帯決議の発出を以って、動愛法の解釈や運用が大幅に変更されたということでは決してない。というのは、前述の「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」の前身ともいいくべき、旧動愛法であるところの「動物の保護及び管理に関する法律」時代の「犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要綱について（通知）[昭和 50 年 4 月 5 日総菅第 237 号]」においても、下記の通り、殺処分は可能な限り回避すべしと、同法制定の当初から通達しているからである。

犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要綱について（通知）

動物の保護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 7 条第 6 項（第 8 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、標記の措置要領が別添のとおり定められたので、命により通知します。

おって、施行に当たっては、次の事項に留意するよう特段の御配慮をお願いします。

- 1 引取り場所を指定するに当たっては、引取りを求める者の便宜、引取り場所周辺住民の意向等を配慮し、かつ地域の実情に応じてなるべく多くの引取り場所を選定するよう努めること。
また、引取り場所及び引取り日時については、住民に周知徹底すること。
- 2 所有者又は拾得者から引取りを求められたとき、若しくは施設に引取り又は収容した犬またはねこについては、飼養の継続、飼養希望者又は所有者の発見に努める等できるだけ生存の機会を与えるようにすること。
- 3 引き取り又は収容した犬またはねこを安楽死処分にしたときは、死の確認を行うようにすること。

以上、法的根拠に基づく正当な行政処分たる「殺処分」

以下、犯罪行為としての動物の殺害行為

【4】動愛法第44条の罰則規定の具体的態様とその特徴

動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物を~~みだりに~~殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、~~みだりに~~、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、~~みだりに~~、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

《1》愛護動物殺害罪・愛護動物傷害罪（動愛法第44条第1項）

（1）定義

法文中の「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけ」る行為とは、「正当な理由があり、相当な手段をもって行われる殺傷以外の殺傷」をいう（「動物虐待等に関する対応ガイドライン」（環境省 令和4年3月）6頁）。

（2）「殺害罪」と「傷害罪」が共に同じ量刑（最高5年の懲役刑、500万円の罰金）である。これを「人に対する犯罪」（刑法の問題）と捉えると、殺人罪の最高刑が「死刑」であり、傷害罪の最高刑は「15年以下の懲役」で、その量刑には相当の隔たりがあるが、動愛法では、この両者を同列に考えている。これは、愛護動物は人と違って、「傷害すれば容易に死に至ってしまう恐れが少くない」¹⁷と考えられるからとされる。

刑法

（殺人）

第199条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。

（傷害）

第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（3）侵害犯：「殺された」とか「傷ついた」（身体的外傷のみならず身体内部の裂傷や血腫等の発生を含む）という「現実に侵害されたという事実」が犯罪の構成要件として必要であること¹⁸。

（4）また不必要な「心理的負荷」をかけ続けることで、「通常なら治療を要すると考えられる」「心身不調（心理的傷害）」、「体調不良」、「生理機能障害」等を引き起こした場合は、「傷害罪」を構成する¹⁹。

(5) 故意犯（未必の故意を含む）：「みだりに」行為に及んだことを構成要件とするので²⁰。

ここにいう「みだりに」とは、合理的な理由や根拠がないことをいう。従って家畜のと殺や外来種の駆除のように、社会的許容範囲にある行為あるいは一定の公益を実現ための行為としての「殺傷」行為は法律違反を構成しない。一見すると「虐待」と思料される行為でも、そこに合理性がある場合には犯罪行為にはならない。

①動愛法第35条（犬及び猫の引取り）、第36条（負傷動物等の発見者の通報措置）等に保護収容した犬猫等を、最終的なやむを得ない処置として「殺処分」することに対して、一部の愛護団体等が同法による殺傷罪である主張し、刑事告発まで及ぶ例が過去に散見されるが、いずれも不起訴処分となっている。

②クマやキョンなどの駆除に対して、行政に殺到するクレームの電話等についても、当該行為が鳥獣保護管理法等に基づく法律行為（有害鳥獣駆除）である以上、正当業務行為である。

③動物を利用した伝統的な宗教行事について、一部愛護団体が動物虐待であるとして刑事告発する事案が時々起こるが、これまで起訴され、有罪になった事案は見当たらない。宗教行事は、いわゆるがな、日本国憲法第20条で保障される「信教の自由」に関わる問題である。愛護至上主義によって変革に圧力を加えるのは、いささか行き過ぎの感がある。

※「みだりに」といった表現を不確定概念というが、このような表現が法文中存在すると、当該判断は、所轄行政庁の裁量判断となる。

：翻って、「みだり」であったか否かは、国民感情（不文法）に依拠すべきでもないし、愛護団体が判断するものでもない。書き換えられることは、法治国家原理からしてあってはならない。強いて言うならば、所轄行政庁が（法）獣医学者や獣医師等専門家の見解を踏まえて判断することである。

(6) また過失犯（過失致死罪・過失致傷罪）も、本条は問わない²¹。

(7) 同条第2項の「虐待」及び第3項の「遺棄」の結果として死亡してしまった場合、これはいわば「虐待致死罪」、「遺棄致死罪」（これを「結果的加重犯」という）となるが、動愛法にはそのような規定が存在しないので、これら「○○致死罪」は、第1項の「愛護動物殺害罪」に集約される²²。

(8) (7) の法解釈は、「虐待」や「遺棄」を、「傷害に至る未遂段階（＝暴行）」と解し得る²³。

(9) (4) ように「通常なら治療を要する」とまでには至らないケースは、「傷害罪」の域ではなく、第2項の「虐待罪」のレベルで検討されると考えられる²⁴。

- ・痩せた
- ・食欲が落ちた／なくなった
- ・活動性が低減した／元気がなくなった
- ・目がうつろになった
- ・怯えるようになった
- ・よく吠えるようになった など

(10) 他方、ペットは飼い主の所有物である以上、飼い主意思が優先され、例えば、治療をすれば完治の可能性があっても病気で辛そうにしている（本当に辛いか辛くないかは問題ではない）姿を見るのは忍びないから安楽殺処置を依頼するとか、高価な治療費を理由に安楽殺処置を依頼する場合、獣医師は、倫理的に代替治療方法の可能性については説明することはあっても、最終的な判断権は、飼い主に委ねられ、獣医師がそれに従ったからといって法的責任が問われることはない²⁵。

《2》愛護動物虐待罪（動愛法第44条第2項）

（1）定義

虐待とは、「不必要に強度の苦痛を与える等の残酷な取扱いをいい、積極的虐待とネグレクトがある」（「動物虐待等に関する対応ガイドライン」（環境省 令和4年3月）6頁）。「ネグレクト」は、不給餌・不給水などの飼育放棄のほか、多頭飼養その他の不健康・非安全場所に拘束、放置²⁶することをいう。

（2）虐待罪の犯罪類型（下記部分は犯罪の構成要素）

①致傷相当暴行罪

②致傷相当行為強要罪（間接正犯）

③不給餌・不給水致衰弱罪

④酷使致衰弱罪

⑤不健康・非安全場所拘束致衰弱罪

⑥多頭飼養・保管致衰弱罪：ここにいう「衰弱」とは、「傷害の内でも一定程度その度合の低いもの、あるいは未だ傷害に至らないその前段階」と解し得る状態をいう²⁷。

⑦不治療罪

⑧不衛生自己管理施設飼養・保管罪（衰弱の有無を問わない）

⑨その他の虐待罪：罪刑法定主義の派生原則である「明確性の原理」²⁸をクリア

できれば理論上は可能となる。

(3) 「不給餌・不給水致衰弱罪」と「不健康・非安全場所拘束致衰弱罪」に関する、伊那簡裁平成15年3月13日判決では、「虐待」の程度について、必ずしも「衰弱」まで至らずとも、「著しく不衛生な場所で飼育し、給餌又は給水を十分に与えず愛護動物を不健康な状態に陥らせる」だけでこれに該当すると判断している²⁹。

(4) 「虐待」と認定する「見極め」の難しさ—我が国に正規の“動物福祉法”が存在しないこと。動物愛護と動物福祉の混同が根強いこと。これによって我が国においては、「適正飼育」—「不適正飼育」—「虐待を受けるおそれがある事態」—「動物虐待事案」は、明確な線引ができるない。例えば飼い主がペットにかける愛情は十二分に把握できるが、実際ペットに行っている行為は動物福祉に反する行為をどう解釈するか？一定の作為・不作為を「虐待」と認定し刑事事件として立件し、裁判で有罪判決に持ち込むためには、「通報者の主観」（「かわいそう」といった愛護感情）であっては公判を維持することはできない。

※罪刑法定主義の「明確性の原理」

(例1) 犬吠埼マリンパークの破たんに伴うイルカの「ハニー」の置き去り？ネグレクトによる死亡事案？

(例2) 豊橋総合動植物公園のゾウ「マーラ」に対する賢明な治療は虐待？

(5) 動物虐待に対する判断の客觀化と専門化の必要性³⁰

(参考) 英国の「不必要的苦しみ」テスト (2006年動物福祉法 (Animal Welfare Act 2006 c.45.³¹))

①回避・軽減性：動物に与えた苦しみが合理的に回避又は軽減可能であったか？

②違法性：その苦しみを惹き起こした行為は法令を遵守したものであったか？

③目的の正当性：その苦しみを惹き起こした行為がその動物に利益をもたらす目的又は人間財産その他の動物を保護する目的で行われたか？

④目的との比例性（比例原則）：その苦しみが当該行為に釣り合うものであったか？

⑤行為者の適切性・人道性：当該行為がいかなる状況であれ、合理的に適切な、人道に沿った者によってなされたか？

(6) 虐待を未然に防止するには、飼い主の主観（感情）、生活状態（環境、境遇）、あるいは飼い主等の倫理感（モラル）に依拠するのではなく、客觀的・科学的に「適正飼養・管理」³²を実践することが肝要であって、そのためには獣医

師の獣医学、動物行動学、動物心理学、公衆衛生学等の科学的知見（基準）に基づく的確・適正な指導が何よりも重要だと考える。そしてここを固めない限り、行政（警察）（←動物については素人）も動きたくても動けない。

（7）なお付言するに、「動物虐待」と「児童虐待」とを同列視する傾向³³や児童虐待防止に対して動物飼育（動物介在療法）の重要性を説くものが散見される³⁴が、そもそも刑法における虐待罪と動物法における虐待罪は、その保護法益を異にするので、ここを同一視する見解には、法律学としては慎重にならざるを得ない³⁵。

《3》愛護動物遺棄罪（動物法第44条第3項）

（1）定義

遺棄とは、「愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に隔離することにより、当該愛護動物の生命・身体を危険にさらす行為」をいう（「動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について」（平成26年12月12日付け環自総発第141212号環境省自然環境局総務課長通知）（別添資料③））³⁶。

（2）構成要件

①場所的離隔⇒「場所的離隔」を伴わない一定の施設内での不保護行為=「虐待罪」³⁷

②「愛護動物の生命・身体に対する危険の発生」

⇒その前提是「愛護動物を保護ないし扶助すべき義務を課されるに足りる状況」の発生の必要性³⁸

：この「危険」概念については、刑法学者から「現実具体性」の要件が要求されている。すなわち当該「危険」概念は、「単に移植・置去りがあれば直ちに認められる（擬制される）抽象的な危険では足りず、現実的かつ具体的な危険（具体的な事情を勘案して判断される、愛護動物の生命・身体を侵害する高度の蓋然性）である必要がある…環境省通知は、【基本的な考え方】において、『個々の案件について愛護動物の『遺棄』に該当するか否かを判断する際には、離隔された場所の状況、動物の状態、目的等の諸要素を総合的に勘案する必要がある』としており、単に移植・置去りによる場所的離隔があれば直ちに愛護動物の生命・身体に対する危険が認められるとはしておらず、現実的かつ具体的な危険を考えていく方向にあるといえ、この点賛成できる」³⁹と。

：他方、この「危険」概念について、上記の「現実具体性」の他に「重大性」を要求する見解もある。すなわち、当該愛護動物の「生命に対する危険又は身体に対する重大な危険」⁴⁰（傍点筆者）を犯罪構成要件とする趣旨は、もし当該「危険」概念について「軽微な傷害の危険まで含めると解したのでは、例えば、飼育

者が風邪を引いた成猫を置いたまま家を空けた場合に風邪の悪化の危険があることから愛護動物遺棄罪が成立しかねず、処罰範囲が不当に広がりすぎて妥当ではないだろう。また愛護動物虐待罪と愛護動物遺棄罪は法定刑が同一であることから、愛護動物に対する『虐待』、すなわち『強度の苦痛を与えること』…と同等の行為が愛護動物遺棄罪で予定されているものと解されるところ、軽微な傷害の危険の惹起はそれに当たらない（重大な傷害の危険の惹起があつて初めてそれに当たる）といえる。よつて、身体に対する危険であつても軽微な傷害の危険は『遺棄』から除くべきである」⁴¹と解し、環境省通知には、その点が欠如していると批判している⁴²。

：この環境省通知が「愛護動物に対する危険を要求することで、愛護動物に対する危険を伴わない、単なる終生飼養義務（法7条4項）違反（飼育放棄）は『遺棄』に該当しないことを明らかにした」⁴³とする。

③遺棄罪の成立は、作為又は不作為のいずれも問わない。

（3）「愛護動物遺棄罪は、愛護動物の生命・身体を侵害する愛護動物殺傷罪の補充規定として、愛護動物の『生命・身体に対する危険』を捕捉するものであると考えることができる。」⁴⁴

【5】おわりに—「殺処分」をめぐる動愛法の今後の課題

（1）「殺処分ゼロ」を「引取りゼロ」とすり替えるな！—「引取りゼロ」は動愛法違反である！

（2）真の意味での「殺処分ゼロ」とは—「殺処分ゼロ」を法政策学的アプローチとは？

現行の動愛法は、「殺処分がなくなることを目指して」（法35条4項）。努力規定ながら終生飼養を宣言し（第7条第4項）、かつ第35条1項但書で引取り拒否の規定を設けるほか、地域猫も推奨している⁴⁵。しかるに、私見ながら、これでは実効性（実現可能性・持続可能性）ある政策論としては脆弱にすぎると考えている。殺処分をゼロにするということは、飼い主及びペット関連事業に対する規制制度の確立が必須であると考える。具体的には、飼い主に対しては、

- ①飼育しようとしている個体の習性、飼育上のポイント等の事前レクチャーの義務化
- ②適正飼養—室内飼養、不妊去勢、マイクロチップ装着及びその登録（所有者明示）一の徹底
- ③多頭飼養規制
- ④放し飼いの禁止
- ⑤動物保険の導入
- ⑥ペット税の導入

といったことが実現されるべきと考える。

事業者に対しては、

- ①大量生産大量消費、そして大量の売れ残りを発生させないこと
- ②マイクロチップ装着（登録）個体のみの販売とすること（マイクロチック装着（登録）費用は飼い主負担とする（個体販売代金に付加する））
- ③原則不妊去勢処置された個体のみの販売とすること（不妊去勢処置に係る費用は飼い主負担とする（個体販売代金に付加する））

といったことが実現すべきと考える。

その他、一般には、①野外動物（野良の犬猫）への給仕給水その他これに関連する物品の提供の禁止又は許可制⁴⁶も必須と考える。そしていずれも当該行為違反に対しては、罰則を以って対応すべきと考える。

（3）同法の適用範囲は、「飼養動物」である。人の所有、占有を離れた動物、または野生動物、野生化動物は、基本的に動愛法の管轄ではない。しかるにこういう公定解釈がありながら、放し飼いされているネコ、ノラネコ、そしてノネコの区別は、外観上はおよそ不可能であり（市街地・集落で発見されたかといってすべてがノラネコとは限らず、また山中で発見されたからといってノネコとは断定できない）、法解釈と法執行の間に谷間が存在する（cf. 註2）。

（4）行政処分としての「殺処分」と「みだりな殺傷行為」（動愛法第44条第1項違反）とは、明確にちがうとしながらも、一部愛護団体は、行政の殺処分を犯罪行為としてSNS等で攻撃している問題

：法解釈と立法政策を混同している問題

（5）また動物を利用した伝統的行事や宗教行事に対して、一部愛護団体は、刑事告発を展開するが、当該事案で起訴、有罪判決が出されたケースはない。

：濫訴の問題、あるいは動物を利用する各種行事に対する社会的制裁、「行き過ぎた圧力」（民衆裁判）と化してしまう問題

：少なくとも動愛法違反事案の構成要件判断権は、愛護団体にはないことを確認したい。

（6）ペットの逸走に対して、それは動愛法の問題か、外来種対策の問題か？
：この問題は、たとえペットの逸走であったとしても、飼い主の占有を離脱した段階で、ペットの問題ではなく、外来種対策の問題ではなかろうか？

①岐阜のカメの殺処分について

⇒外来種の殺処分について、マニュアルのない種については、どうするのか？

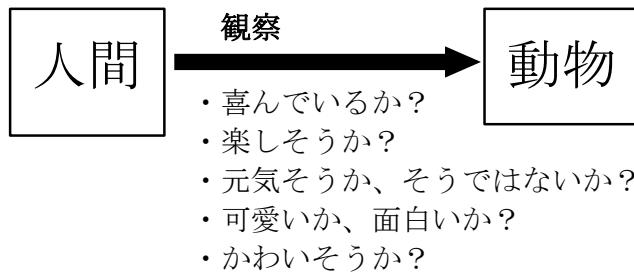
⇒法の一般原則の解釈に立ち戻る、そして各自治体の権限に基づく法的判断が優先するのではないか？

②荒川河川敷に出没したシカの処遇について

⇒シカは、元来、野生動物なのだから、動愛法の問題ではなく、鳥獣保護管理法の問題ではないか？

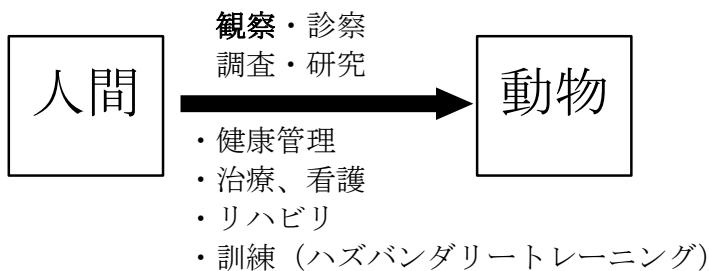
(7) 動物愛護と動物福祉は、完全な別物でありながら、我が国は、それらを混同（混乱？）した法設計になっているという問題。

① 「愛護」とは、人が動物に対して「愛」して「護」る主観的・感情的作為・不作為



※「愛護」の思考・観念は、「人」が「動物」をどう見るか、どう感じるかの作用である。また「愛護」は、擬人化の傾向があるし、ブームもある。それ故、時代性、文化性（宗教觀）、国民性によって異なる。

② 「福祉」とは、人が動物に対して生物学、獣医学等の科学的データ・根拠・理由に基づいてアプローチする客観的作為・不作為



¹ 鳥獣保護管理法上、「管理」の定義は、「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう」（第2条第3項）とあるので（傍点筆者）、おのずと当該法運用は、動物の致死的処置を指す。

² なお、この「野生」・「野生化」という概念は、法解釈学上、また法執行上、曖昧な部分があり、今後検討の余地があるようになる。例えば、鳥獣保護管理法上の狩猟鳥獣たる「ノネコ」は、「生物学的な分類ではペットとして飼われているネコ…と変わらないが、飼い主の元を離れて當時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している個体」（傍点筆者）をいう（鳥獣保護管理研究会編著『鳥獣保護法の解説（改訂4

版)』(大成出版社 2008 年) 24 頁) (傍点筆者)。加えて「飼い主のもとをはなれ市街地または村落をはいかいしているような『ネコ』は…『ノネコ』ではない」(林野庁官から姫路簡易裁判所裁判官あて「ノネコについて(照会)に対する回答通知」(昭和 39 年 8 月 31 日 39 林野造第 716 号)) とあるように、「ノネコ」と「ノラネコ」は明確に区別している。他方、ノラネコは、動愛法上の保護対象たる「愛護動物」と解されるが、その法律上の定義規定はない。しかるに常識的に考えて、ノラネコとは、飼い猫(人が所有・管理の意思を以って飼養される特定のネコ)ではなく(すなわち無主物である)、人家周辺(地域集落)の屋(室)外に住み着き餌を少なからず人に依存する存在であると解される。すなわち「ノネコ」と「ノラネコ」の決定的な概念上の区分は、餌資源を人に依存しているか否かである。人への依存性の有無によって、「野生動物」か「野生化動物(野良)」を区別するものである。しかしこの分類法だと、高崎山のサルや奈良公園のシカは、その餌資源の全部ではないにせよ、少なからず人に依存する。さらには国の特別天然記念物たるトキですら、人の手が入った「里地里山」での共生を国は図っている(環境省「トキと共生する里地づくりについて」(<https://www.env.go.jp/council/content/12nature03/000063333.pdf>)。同じく国の特別天然記念物たるイリオモテヤマネコは、当然のことながら人為的に管理される「田畠」に生息するカエルやカニなど小動物を餌資源とする。「野生動物」と「野生化動物」の区別については、その概念設定そのものを含めて、公害対策、公衆衛生行政、さらには野生動物管理行政(ワイルドライフ・マネジメント)や自然生態系保全政策の視点を踏まえつつ再検討、再構築すべきであると考える。参照:高崎山のサルに関しては、杉山・大沢「高崎山に生息する餌付けニホンザル個体群の動態と管理」『靈長類研究』№4、33-43、奈良公園のシカに関しては、奈良市の説明では、当該シカは、国の天然記念物に指定される野生動物であると紹介する

(<https://www.city.nara.lg.jp/site/kankou/178483.html>)。

³ 「動物愛護法の対象動物については、法律上明記されていません。ただ、動物愛護法 1 条の目的規定を見ると、同法は、人とのかかわりがある動物を想定していることから、対象動物には、純粋な野生状態の下にある動物は含まれず、飼養動物全般と考えられます。／この飼養動物は、①家庭動物、②展示動物、③実験動物、④産業動物と区別されています」(東京弁護士会公害・環境特別委員会『動物愛護法入門〔第 2 版〕一人と動物の共生する社会の実現へー』(民事法研究会 令和 2 年) 11 頁以下)。また同法の基本解説書である『改訂版 動物愛護管理業務必携』でも同様の記述を確認することができる。すなわち動愛法第 1 条は、「この法律の趣旨・目的が定められた条文である。ここでいう『動物』とは、条文上明らかにされているものではないが、人との関わりがあるものが想定されていることから、純粋な野生状態の下にある動物は含まれないものと考えられる」(動物愛護管理法令研究会編著『改訂版 動物愛護管理業務必携』(大成出版社 2016 年)) 6 頁。

⁴ <https://www.env.go.jp/content/900479596.pdf>

⁵ https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_r02_21_1.pdf

⁶ https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_r02_21_4.pdf

⁷ 当該基準における殺処分に関する記述は、以下の 3 点である。すなわち、①「第 1 一般原則」の「4 終生飼養等」で、「管理者は、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、展示動物がその命を終えるまで適切に飼養(以下「終生飼養」という。)されるよう努めること。ただし、展示動物が感染性の疾病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、甚だしく凶暴であり、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等やむを得ない場合は、この限りでは

ない。なお、展示動物を処分しなければならないときは、動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。また、やむを得ず殺処分しなければならないときであっても、できる限り、苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下同じ。）を与えない適切な方法を探るとともに、獣医師等によって行われるように努めること」。

②「第3 共通基準」の「3 危害等の防止」中、「(3) 逸走時対策」の「ア」で、「管理者及び飼養保管者は、法第26条第1項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い動物（以下「人に危害を加える等のおそれのある展示動物」という。）が逸走した場合の関係機関との連絡体制、捕獲又は捕殺するための措置等についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること」、及び

③「第3 共通基準」の「7 施設廃止時の取扱い」で、「管理者は、施設の廃止に当たっては、展示動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努め、飼養及び保管している展示動物を他の施設へ譲り渡すように努めること。また、あらかじめ、展示動物の譲渡先を探すための体制の確保に努めること。／やむを得ず展示動物を殺処分しなければならない場合は、できる限り、苦痛を与えない適切な方法を探るとともに、獣医師等によって行われるように努めること」

とある (https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_h25_83.pdf)。

⁸ 当該細目には、「疾病の回復の見込みがない場合等やむを得」ない場合は、「できる限りその動物に苦痛を与えない方法」により殺処分することが容認されている（第5条第6号口）

(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_h180120_20.html)。

⁹ 当該基準における殺処分に関する記述は、以下の2点である。すなわち、

①「第3 共通基準」の「7 施設廃止時の取扱い」で、「管理者は、施設の廃止に当たっては、実験動物が命あるものであることにかんがみ、その有効利用を図るために、飼養又は保管をしている実験動物を他の施設へ譲り渡すよう努めること。やむを得ず実験動物を殺処分しなければならない場合にあっては、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年7月総理府告示第40号。以下「指針」という。）に基づき行うこと」及び

②「第4 個別基準」の「1 実験棟を行う施設」の「(2) 事後処理」で、「実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、実験等を終了し、若しくは中断した実験動物又は疾病等により回復の見込みのない障害を受けた実験動物を殺処分する場合にあっては、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼等の化学的又は物理的方法による等指針に基づき行うこと」とある

(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_h180428_88.html)。

¹⁰ 実験動物の処分（方法）については同ガイドライン9頁以下

(<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-k16-2.pdf>)。

¹¹ <https://www.nichidokyo.or.jp/pdf/fukusui/anrakusi2.pdf>

¹² https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_h25_85.pdf

¹³ https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare_iken-85.pdf

¹⁴ https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/guideline_h25.pdf

¹⁵ いわゆる「ネコ問題」とは、愛玩動物（ペット）たるネコが放し飼い、室外放置又は遺棄されることで、当該ネコは、ノラネコやノネコの供給源となり、これらすべての室外ネコが下記のような問題を惹き起こすことをいう。すなわち、（1）自然生態系破壊問題—ネコが我が国の固有種・在来種を侵襲・捕食し、それらを希少種ないしは絶滅危惧種と化し、最終的には根絶させてしまうといった問題、（2）人獣共通感染症

問題一狂犬病、トキソプラズマ症、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、高病原性鳥インフルエンザ等、ネコのみならず、人にも罹患、伝染する病原体が、ネコが放し飼いされることでまん延するリスクが高まり、人の生命・心身の健康に重大かつ深刻な侵害をもたらすといった問題、（3）家畜伝染病問題—ネコに罹患リスクのあるウイルスや原虫等病原体が一定の家畜に伝染させ畜産業に甚大な被害、損害を発生させてしまうといった問題、（4）家畜伝染病等の機械的伝播—ネコ自体への感染リスクはないものの、口蹄疫や豚コレラ等の病原体を、ネコが運搬者（キャリア）となって拡散させてしまい、人の生命、心身の健康、又は畜産業への甚大な被害、損害を発生させてしまうといった問題、（5）公害・公衆衛生問題—放し飼いネコやノラネコの糞尿等による悪臭、喧嘩、盛り声などの騒音、被毛飛散等によるアレルギー等、人の健全・快適な生活環境に危害、損害を及ぼすといった問題である。なおその他、ペット関連の社会問題としては、「多頭飼養崩壊」もある。これは飼いイヌや飼いネコに対して適切に繁殖制限措置を行わなかったことで、イヌやネコが無秩序に増殖してしまったり、あるいは自らの飼育環境や経済的能力を十分に考慮せずに際限なくノラネコ等を収集してしまったり、あるいはノラネコへの定期的な給餌給水によって大量のネコが家屋や敷地内に居据わってしまうなど、おびただしいほどのイヌやネコ、またその糞尿等の堆積、悪臭、あるいは十分な餌を与えられない場合等に伴う健康被害、共食い、餓死、さらには飼い主本人又はその家族への精神疾患等健康被害、経済破綻、家庭崩壊といった社会問題である。

16 今日、地方分権体制においては、国と地方は対等平等関係（協働関係）と解され、基本的に、国は地方の自主性、自律性を最大限尊重することとなっている。すなわち、地方自治法には、「普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない」（第245条の2）。「国は、普通地方公共団体が、その事務の処理に関し、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない」（第245条の3第1項）と規定される。

17 清水晴生「動物愛護法上の犯罪」『白鷗法学』第27巻第1号（2020年）218頁
(file:///C:/Users/User/Downloads/%E7%99%BD%E9%B4%8E%E6%B3%95%E5%AD%A627010211%20(1).pdf)。

18 清水註17文献、217頁。

19 清水註17文献、219頁。

20 清水註17文献、218頁。

21 清水註17文献、219頁。

22 清水註17文献、218頁。

23 清水註17文献、218頁。

24 清水註17文献、219頁以下。

25 寺沢知子「獣医療における法的問題—人の医療過誤訴訟との比較から見えるもの—」『産大法学』第48巻第3・4号（2015年）301頁。
(file:///C:/Users/User/Downloads/SLR_48_3-4_570.pdf)。

26 法文上は、「拘束」としか規定していないが、当然のことながら不健康・非安全場所への「放置」も当該ネグレクト（虐待）概念に包含されよう。

27 清水註17文献、224頁。

28 ホセ・ヨンパルト「罪刑法定主義—法哲学と実定法学の課題として—」

(https://www.jstage.jst.go.jp/article/jalp1953/1976/0/1976_0_84/_pdf/-char/ja) 90

頁以下、松宮孝明「罪刑法定の原則と刑法の解釈」『立命館法学』2010年4号（332号）178頁以下（<https://www.ritsumei.ac.jp/acd/eg/law/lex/10-4/matsumiya.pdf>）。

²⁹ 清水註 17 文献、231 頁以下。

³⁰ 箕輪さくら「〈研究ノート〉 イングランドの動物虐待に関する判断基準」『不必要的苦しみ』テストとその展開』『上智法学論集』第 61 卷第 3・4 号（2018 年）138 頁以下（file:///C:/Users/User/Downloads/200000020587_000396000_131%20(1).pdf）。

³¹ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/45/contents>

³² 虐待防止といった観点からのペットに対する「適正飼養・管理」とは、（1）家庭動物等（家畜化されていない野生動物を含む）の種類、生態、習性及び生理に応じた飼育並びに飼育環境の確保、さらには当該動物に必要な運動、休息及び睡眠の確保、（2）当該動物の種類、発育状況等に応じた適正な給餌給水、（3）疾病及び負傷の予防等日常の健康管理、さらには当該動物の疾病及び負傷した場合の獣医師による迅速かつ適切な措置、（4）当該動物に対する必要不可欠かつ最小限の訓練、しつけ、といったところであろうか。

³³ 例えば、山崎佐季子「日本と米国における子ども虐待と動物虐待の関連性に関する歴史と現状の比較」『子どもの虐待とネグレクト』（日本子ども虐待防止学会学術雑誌 10（3）、353-362 頁、谷敏昭「青少年における動物虐待の実態—非行少年と対人暴力との関連を中心として」『精神医学』49（7）、727-733 など）。

³⁴ 例えば、海野千畝子「被虐待児への動物介在療法（ドッグプログラム）」『ヒトと動物の関係学会誌』36、75—83 頁。

³⁵ 同趣旨の見解として、三上正隆「動物虐待関連犯罪の保護法益に関する立法論的考察」（『愛知学院大学宗教法制研究所紀要』第 58 号）76 頁以下

（file:///C:/Users/User/Downloads/%E5%AE%97%E6%95%99%E6%B3%95%E5%88%B6%E7%A0%94%E7%A9%B6%E6%89%80%E7%B4%80%E8%A6%81%E3%80%80%E7%AC%AC58%E5%8F%B7_73-100%20(3).pdf）。

³⁶ https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_23.pdf

³⁷ 三上正隆「愛護動物遺棄罪（動物愛護管理法 44 条 3 項）における「遺棄」概念—環境省通知（平成 26 年 12 月 12 日環自総発第 1412121 号）の検討を中心として—」『愛知学院大学論叢法学研究』第 57 卷第 3・4 号 127 頁

（file:///C:/Users/User/Downloads/%E7%AC%AC57%E5%8F%B7_BB%E7%AC%AC3%E3%83%BB4%E5%8F%B7_113-133.pdf）。

³⁸ 清水註 17 文献、229 頁。

³⁹ 三上註 37 文献、130 頁。同趣旨のものとして、清水註 17 文献、230 頁。

⁴⁰ 三上註 37 文献、125 頁。

⁴¹ 三上註 37 文献、125 頁。

⁴² 三上註 37 文献、125 頁。

⁴³ 三上註 37 文献、124 頁。

⁴⁴ 三上註 37 文献、124 頁。

⁴⁵ 環境省「（参考）引取り数削減に向けたその他の取組み 1. 飼い主のいない猫対策：地域猫活動」『猫の適正譲渡ガイドライン』（平成 25 年 3 月）所収 50 頁（https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2806a/pdf/full.pdf）。

⁴⁶ 当該問題に関して許可制を採用しているのがベルリン市である。拙稿「いわゆる『ネコ問題』に対する法解釈学的及び法政策学的挑戦—奄美大島・徳之島の『飼い猫適正飼養条例』の改正に触れながら」『法律論叢』（明治大学法律研究所）第 91 卷第 4・5 合併号（2019 年）273 頁。